

## I 教育の充実

### 3 個性や能力を伸ばす教育の推進

#### (2) 特別支援教育の推進 << 施策 13 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

##### 総合計画の内容

###### < 現状・課題 >

- 本県における特別支援学校の在籍者数は、年々増加しており、障がいが重度・重複化、多様化、複雑化しています。また、特別支援学級に在籍する子どもの数や通級による指導を受けている子どもの数も増加傾向にあります。
- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのある子どもたちの自立と社会参加の推進が一層強く求められています。

###### < 施策の方向 >

- 共生社会の形成に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学び、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことのできる教育の推進とそのため教職員の専門性の向上や教育環境の整備を進めます。
- 障がいのある子どもの適切な就学先決定に向けた市町村教育委員会の取組を支援するとともに、県立特別支援学校3校を新設する等、特別支援学校に入学する子どもの確実な受入れと質の高い特別支援教育を提供できる教育環境の整備を推進します。
- 障がいのある子どもが自立し、社会参加できるよう、就学前段階から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した継続性のある指導及び支援の充実を図ります。

##### 令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、就学前から学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。
- ◇ 障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性の向上と支援体制の整備・充実を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

| 取組・事業名      |                                    | 概 要                                                                                                                                     |
|-------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別支援教育の推進事業 | 特別支援学校の教育環境の整備                     | 「県立特別支援学校の今後の整備方針について」（平成 28 年 11 月）及び「県立特別支援学校設置計画」（平成 31 年 2 月）に基づき、県立特別支援学校の整備を推進します。                                                |
|             | 県立学校等医療的ケア <sup>注1</sup> 体制整備事業の実施 | 医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍する県立学校に看護職員を配置するとともに、研修機会の提供等による市町村（教育委員会及び学校）への支援や医療的ケアガイドラインの周知を通して、学校における医療的ケアを必要とする児童生徒等が、安全に教育を受けられる環境の充実を図ります。 |
|             | 特別支援学校専門スタッフ強化事業の実施                | 特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することにより、専門性の向上と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中学校等に在籍する障がいのある子どもに対する相談・支援機能の充実を図ります。                           |
|             | 高等学校等における特別支援教育の充実                 | 県立中学校、高等学校及び中等教育学校において、特別な支援を必要とする生徒に対し、適切な支援を行うための手立てを示した「サポートヒントシート」や特別支援教育ボランティアの活用、特別支援教育コーディネーター研修会の充実等を通して、特別支援教育の一層の充実を図ります。     |
|             | 高等学校等特別支援教育推進事業の実施                 | 県立中学校、高等学校及び中等教育学校において、特別支援教育支援員を配置することを通して、特別な支援を必要とする生徒に対して、学習支援や介助等を行い、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の一層の充実を図ります。                            |
|             | 高等学校等通級指導推進事業の実施                   | 県内に拠点校 4 校とサテライト校 2 校を設け、県立高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する発達障がいのある生徒を対象に、学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする通級による指導を実施します。                             |
|             | 発達障がい児等教育継続支援事業の実施                 | 幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるようにします。                                                      |

指 標

| 指 標         | 指 標 の 概 要                          | 現状値              | 目標値             |
|-------------|------------------------------------|------------------|-----------------|
| 特別支援教育体制の整備 | 個別の教育支援計画等による学校間の引継ぎの実施割合（公立学校（園）） | 89.9%<br>(R5 年度) | 100%<br>(R8 年度) |

注1) 医療的ケア：保護者が日常的に実施している医行為（たんの吸引、経管栄養、導尿等）。特別支援学校においては、医師の指示の下、看護職員が実施することを基本としている。